

しんたいこうそくてきせい か ゑやくたいぼう し しん
身体拘束適正化・虐待防止のための指針

しゃかいふく しほうじん とくしまけんて いくせいかい
社会福祉法人 徳島県手をつなぐ育成会

とうほうじん しんたいこうそくてきせい か ゑやくたいぼう し かん きほんてき かんが かた
1. 当法人における身体拘束適正化・虐待防止に関する基本的な考え方

しんたいこうそく りようしゃ せいかつ じゆう せいげん こと りようしゃ せんげん せいかつ はば
身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むもの
のである。とうほうじん りようしゃ せんげん しゅたいせい せんちよう こうそく あんい せいとうか
当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化すること
なく職員ひとりひとりが身体的・精神的被害や障害特性を理解し、こうそくはいし む いしき
拘束廃止に向けた意識を
持ち、しんたいこうそく しえん じつし
身体拘束をしない支援の実施に講じる。

また、しょうがいふく りようしゃ じんけん せんげん てきせつ しせつ じぎょうしやうんえい すす
障害のある利用者・児の人権を尊重し、適切な施設・事業所運営を進めてい
くために、さべつ しんたいこうそくてきせい か ゑやくたい ぼう し む とく しんたいこうそく ゑやくたい
差別や身体拘束適正化・虐待の防止に向けた取り組みや身体拘束・虐待を
はつけん ばあい ほうこくほうとう かん ほんししん しめ
発見した場合の報告方法等に関して、本指針のとおり示す。

- (1) しんたいこうそく ゑやくたい そうき はつけん じんそく てきせつ たいおう ほか ひつよう そ ち
身体拘束・虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置
を運営規程に定める。具体的には以下のとおり。
- ① しんたいこうそくてきせい か ゑやくたいぼう し いんかい せつち
身体拘束適正化・虐待防止委員会の設置
 - ② じゅうぎょうしゃ たい しんたいこうそくてきせい か ゑやくたいぼう し けんしゅう じつし
従業者に対する身体拘束適正化・虐待防止研修の実施
 - ③ しんたいこうそくてきせい か ゑやくたいぼう し せきにんしゃ せんてい
身体拘束適正化・虐待防止責任者の選定

ぎやくたい ていぎ
虐待の定義

- (ア) しんたいてきぎやくたい
身体的虐待
しょうがいしゃ からだ がいいしや しょう も しょう おそ ぼうこう くわ また せいとう
障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正
な理由なく しょうがいしゃ しんたい こうそく
障害者の身体を拘束すること。
- (イ) せいてきぎやくたい
性的虐待
しょうがいしゃ こうい また しょうがいしゃ こうい
障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。
- (ウ) しんりてきぎやくたい
心理的虐待
しょうがいしゃ たい いちじる ぼうげん いちじる きとげつてき たいおうまた ふとう さべつてき げんどう
障害者に対する 著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その
他の しょうがいしゃ いちじる しんりてきがいしやう あた げんどう おこな
他の障害者に 著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (エ) ほうき ほうにん ねぐれくと
放棄・放任（ネグレクト）
しょうがいしゃ すいじやく いちじる げんしよくまた ちようじかん ほうち た りようしゃ
障害者を衰弱させるような 著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①
から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の しょうがいしゃ ようご しよくむじよう
障害者を養護すべき職務上
の義務を 著しく おこな
怠ること。
- (オ) けいぎてきぎやくたい
経済的虐待
しょうがいしゃ すいじやく ふとう しょうぶん た しょうがいしゃ ふとう ざいさんじよう りえき
障害者の財産を不当に処分することその他 しょうがいしゃ から 不当に財産上の利益を得る
こと。

- (2) サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。
- (3) やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の要件を全て満たしていることが条件である。
- ① 切迫性：本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束適正化・虐待防止委員会」を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族(後见人)への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除するよう講じる。
- (4) 日常の支援における留意事項
- 身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下の取り組みを実施。
- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に講じる。
- ② 言葉(スピーチロック)や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように講じる。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように講じる。

2. 身体拘束適正化・虐待防止委員会その他組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化・虐待の防止について

当法人では、利用者・児の人権擁護を啓発し、差別や身体拘束・虐待を防止するための身体拘束適正化・虐待防止委員会を設置する。

① 設置目的

(ア) 施設・事業所内での差別や身体拘束適正化・虐待の防止に向けた現状把握及び改善についての検討。

(イ) 身体拘束・虐待が発生した場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束適正化・虐待防止に関する職員全員への指導

② 身体拘束適正化・虐待防止委員会の構成員

(ア) 身体拘束適正化・虐待防止責任者…施設長、管理者

(イ) 身体拘束適正化・虐待防止担当者…サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

(ウ) 委員…施設長、管理者、次長、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、第三者委員

③ 身体拘束適正化・虐待防止委員会の開催

年2回程度開催する。(但し緊急時は即時行う。)

3. 身体拘束適正化・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 支援に関わる全ての職員に対して、差別や身体拘束適正化・虐待の防止に向け、利用者・児の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束適正化・虐待防止の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- (2) 研修は年1回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する。
- (3) 新規採用時には、必ず本研修を実施する。
- (4) 本研修の実施内容については記録を取り、保存することとする。

4. 施設・事業所内で発生した身体拘束・虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 身体拘束・虐待が発生した場合には、次章の手続きに基づき利用者・児家族に速やかに説明し、報告を行う。
- (2) 当施設・事業所内において他の職員等による身体拘束・虐待を発見した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで身体拘束適正化・虐待防止責任者へ報告を行う。
- (3) 当該報告を受けた身体拘束適正化・虐待防止責任者は、虐待を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に講じる。
- (4) 身体拘束・虐待の事実が発覚した場合は速やかに利用者・児及び利用者・児家族への謝罪を行い、所轄官庁・支給決定市町村へ通報、並びに次章に記載する手続きにより報告を行う。

5. 身体拘束・虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 身体拘束・虐待発生時対応と通報の手順
組織として速やかな対応と未然防止に講じる。
 - ① 利用者・児に対する人権侵害や身体拘束・虐待事案が発生した時、又はその可能性が疑われる時には、その事実確認を速やかに行う。
 - ② 職員が日常の支援現場で身体拘束・虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず身体拘束適正化・虐待防止責任者にその旨を伝えるように周知する。

- ③ 利用者・児に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、安全の確保や不安にならないような配慮をしていく。ご家族にもお知らせし、誠意をもって対応する。
- ④ 職員は身体拘束・虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法にいう通報を行い、所轄官庁・支給決定市町村の立入調査に協力する。
- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにする。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめる。必要な場合は家族会においても報告する。
- ⑦ 人権侵害の事案が身体拘束・虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていたいただき、法人として検証し再発防止策を立て、これを公表する。
- ⑧ 身体拘束・虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を行う。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行なう。
- ⑩ 何よりも人権侵害や身体拘束・虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に講じる。
- (2) 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。
- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
やむを得ず身体拘束を行う時には、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席する。
身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行ない、身体拘束の解消に向けた取り組み方針と目標とする解消の時期等を統一した支援の下で決定していくために行うものとする。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別支援を検討する。
- ② 本人・家族への十分な説明
身体拘束等を行う場合には、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により十分な理解が得られるように説明し同意を得る。
- ③ 行政への相談、報告
(ア) 身体拘束を行う場合、市区町村の障害者虐待防止センター等の行政に相談報告する。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。
(イ) 行政等に報告、相談することで支援の困難事例に取り組んで、組織的な虐待

および身体拘束防止を推進する。

④ 記録と再検討

- (ア) 身体拘束を行った場合には、その態様及び時間（拘束を開始した時間と解除した時間の記録）、その際の利用者の心身の状況（情動の変化）並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し、その記録は5年間保管する。
- (イ) 継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した支援の下、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は書面として備え置き、利用者・児又は利用者・児家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。
- (2) 各施設・事業所では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表する。

7. その他身体拘束適正化・虐待防止の推進のために必要な基本方針

各施設・事業所における研修以外にも地域の他法人・施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め身体拘束適正化・虐待防止が地域において、より深めあっていくよう講じる。

令和4年2月1日